

のお願い

② 路上駐車はやめましょう！

路上駐車や放置車両があると、道路全体が除雪できない、また、予定の時間までに除雪が終わらないなどのおそれがあります。

地域の皆さんの力で
絶対にやめさせましょう。



④ 公園への雪捨てルールにご協力ください！

スノーダンプやソリなど人力で雪捨てを行ってください。公園設備（芝生、遊具、柵など）の損傷の原因となりますので、大型機械やダンプトラック、軽トラックなどで雪を持ち込まないでください。



公園入口付近に雪を堆積しないで、公園の中心付近に堆積して下さい。

⑥ 玄関先の出入り口前の雪の処理にご協力ください！

除雪車が通った後の、玄関先などの出入り口前の雪の処理は、ご負担をお掛けしますが、町民の皆さんのご協力をお願いします。

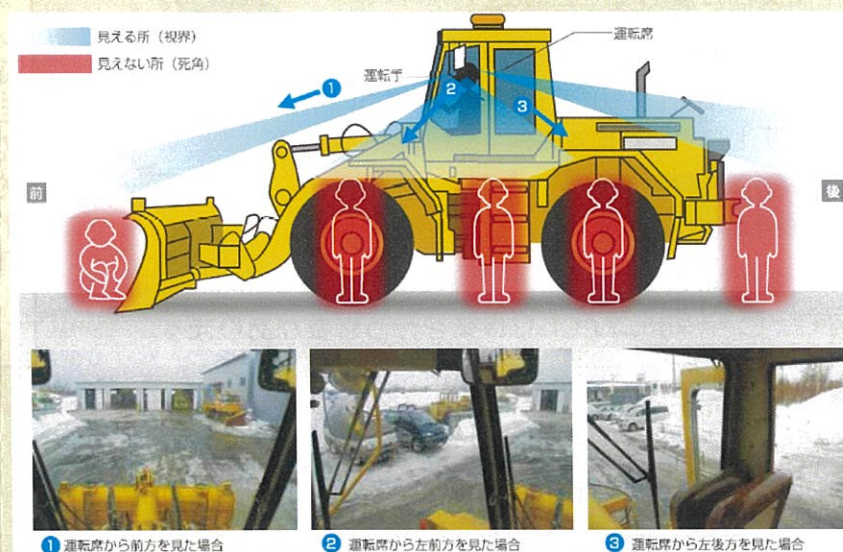


コラム①

除雪車との事故に注意



除雪車には、「死角（見えない所）」があり、周りに車や人がいても認識出来ない場合があります。ですので、なるべく除雪車には近寄らず、走行する際も車間距離を空けるよう注意して下さい。また、除雪車が作業する道路脇での雪遊びは危険ですので絶対にやめて下さい。



出典：独立行政法人 土木研究所 寒地土木研究所 資料より抜粋

コラム②

市街地雪捨て場について



市街地にお住まいの方にとって、除雪した雪を堆積させておくスペースが限られていることも課題の1つです。

本町の雪捨て場については、北海道より占用許可をもらっている河川敷地の雪捨て場が2ヵ所、その他、町で管理している公園敷地があります。

地域住民の雪かき作業における利便性向上を図るため、町ホームページに「雪捨て場位置図」を掲載しますのでご活用下さい。

「栗山町HP⇒暮らし・手続き⇒道路・交通⇒雪捨て場位置図」

雪のシーズン到来

【2025年度版】

除排雪への ご理解とご協力を

冬の暮らしを、守る



☎ 除排雪に関する問い合わせ

混雑防止のため、問い合わせは各町内会長・自治会長を通しての連絡にご協力をお願いします。

【担当課】

建設課土木・管理グループ

☎ 73-7513 FAX 72-6355

（平日 8:30～17:15）

町から6つ

① 自宅敷地内の雪は出さないで！

雪を道路に出すと、町全体の除雪作業のスピードが落ち、本来、除雪をしないといけない場所に行くのが遅くなるなどの影響が出ます。また、道幅が狭くなり交通の流れが悪くなるだけでなく、緊急車両の通行や交通事故などの原因にもなります。**道路に雪を出すなど交通の危険を生じさせる行為は道路交通法の違反**となります。

雪出しは絶対にやめていただくよう、ご協力をお願いします。



③ 道路脇の雪遊びは危険です！

道路脇の雪山で、スキーやソリ遊びなどをするのは非常に危険です。見かけたら注意喚起をお願いします。



除雪車への接近は危険です。
見かけたら注意をしてください。

⑤ 除排雪作業の事故防止等にご協力ください！

道路沿いの看板やコンクリート管などがある場合は、撤去してください。

低い塀や庭木などがある場合は、赤い布をつけた棒などで表示してください。

目印発見！



出入り口前の雪処理のお願い

「どうして家の前に雪を置いていくの？」というお問い合わせを毎年数多くいただきます。まとまった降雪があったとき、本町では道路の雪を左右に寄せる「かき分け除雪※」を行っています。朝までにすべての道路の除雪作業を終わらせるためには、雪をかき分けるだけで精一杯なのです。よって、**出入り口前の雪の処理は、皆さんにご協力をお願いしています。**

※かき分け除雪：路面の積雪を道路の両脇へ寄せる作業

Q. 「かき分け除雪」をする理由は？

A. 長い除雪延長

栗山町全域に雪が降った場合、一晩で行う除雪の総延長はなんと**約260km**！栗山から稚内へ行ける距離です！ ※町道のみ（歩道除く）



A. 限られた時間

安全を考慮して、朝の通勤・通学時間帯を避けるためには**深夜から早朝にかけて**作業を行う必要があります。



道路への雪出しは誰かの迷惑に！？

道路への雪出しは「町から6つのお願い」の中で、やめていただくようお願いしましたが、理由は他にもあります。道路へ雪を出すことで、**自分の家の前の雪はなくなります、その雪は誰かの家の前にいくかもしれないことを忘れないで下さい！**



持続可能な 除排雪事業を目指して、わたしたちができること・・・

福祉除雪のご案内

除雪サービス事業

自宅周辺で自らが行えない範囲の除排雪、屋根の雪下ろしの費用を一部助成します。

○助成額：費用の7割相当（助成限度額あり）

○対象：個人

※町民税非課税であること、町税などの滞納がないこと、町内会や自治会単位で共同負担で除雪を行っていないこと

① 高齢者除雪サービス事業

世帯全員が70歳以上であること等が対象です。

② 障がい者除雪サービス事業

50歳以上で、上肢・下肢・体幹機能・運動機能または精神に障がいのある方等が対象です。

詳しくは福祉課（☎73-7507）まで

愛らぶ活動事業

町内会や自治会が実施する地域福祉活動（除排雪・日常生活支援、声掛け・見守り活動）に対して助成します。

○助成額

活動を実施する上での運営費 一律5,000円/年

除雪支援に対する助成額 10,000円/世帯

※助成限度額は、50,000円/年

（助成期間は、原則1地域3年）

○対象

町内会、自治会



詳しくは社会福祉協議会（☎72-1322）まで

お気軽にお問合せください♪